

第11章 建 設 部

[建設部]

1. 道路

(1) 市道の整備

市道の整備は、都市計画道路などの幹線道路の整備の重点化を図るとともに、一般生活関連道路の改良、舗装、交通安全施設整備等についても、計画的かつ効率的に実施している。さらに、橋りょうなどの道路ストックについて、長寿命化等を目的に調査点検および補修・補強を計画的かつ重点的に実施している。

また、私道の整備は、私道等整備事業補助金交付要綱に基づいて実施している。

ア 本年度道路整備計画等（令和5年4月1日現在）

(ア) 道路改良事業	15路線	282,263千円
(イ) 側溝改良事業	11路線	185,000千円
(ウ) 私道整備補助金	2か所	5,370千円
(エ) 地方道路交付金事業	2路線	1,324,720千円
(オ) 交通安全施設等整備事業（道路反射鏡、防護柵ほか）		70,000千円
(カ) 橋りょう整備事業		150,000千円
(キ) 人にやさしい歩道づくり事業		31,000千円
(ク) 除排雪関係経費		1,200,000千円
(ケ) 下新城大規模堆雪場（仮称）整備事業		70,000千円
(コ) 道路維持修繕事業		326,200千円
(サ) 地下道等改修事業		15,000千円
(シ) 消融雪施設整備事業		178,500千円
(ス) 東西歩道橋エレベーター等改修事業		9,800千円
(セ) 道路橋長寿命化修繕計画策定事業		30,178千円
(ソ) 橋りょう修繕事業		133,520千円
(タ) 冬みち安全安心対策除雪強化事業		131,817千円
(チ) 電線共同溝整備事業	2路線	170,000千円
(ツ) 道路附属施設改修事業		62,000千円
(テ) 道路冠水対策事業		9,564千円
(ト) 建設機械格納庫施設改修等事業		10,000千円
(ナ) 公共土木施設災害復旧事業		1千円

イ 秋田市市道認定および廃止基準要綱（平成22年12月1日施行）※一部抜粋

（認定の基本要件）

第2条 市道として認定する道路は、法令その他別段の定めのあるものを除き、現に一般交通の用に供されている維持管理上支障のない道路であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条および第4条に定める要件を備え、公共性が高いものでなければならない。

(1) 重要な公共施設に通じる道路であること。

(2) 起点および終点がともに国道、県道又は市道（以下「公道」という。）に接続している道路であること。

(3) 起点および終点のどちらか一端が公道に接続し、かつ、他端が道路の機能を有する法定外公共物に接続している道路であること。

(4) 行き止まり道路（これに準ずる道路を含む。以下同じ。）の場合は、一端が公道に接続し、かつ、地域の生活に密着している道路であること。

(5) 国道又は県道の線路変更もしくは廃止により、市道として存置する必要があると認める道路であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市道として認定することができる。

(1) 市が施行する道路新設又は道路改良事業の予定路線

(2) 専ら自転車および歩行者の通行の用に供する道路のうち、特に必要と認められるもの
(道路構造上の要件)

第3条 市道の認定に係る道路の構造上の要件は、次のとおりとする。

(1) 道路の幅員（法敷等を除く。以下同じ。）は、6メートル以上であること。ただし、他にこれに代わる道路がない場合又は公共施設に通じる道路の場合は、4メートル以上とすることができる。

(2) 前条第1項第4号に規定する行き止まり道路の場合は、幅員が6メートル以上で、かつ、延長は35メートルを超えるものであること。

(3) 交差箇所については、原則として道路の幅員に応じて隅切りを設けること。

(道路用地の要件)

第4条 道路用地は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 道路用地と道路用地以外の土地との境界が明確であること。

(2) 寄附により、所有権が市に移転できる道路用地であること。

(3) 道路用地に植栽、建築物等で道路として使用上の支障となる物件がないこと。

(4) 道路用地に所有権以外の権利が存在しないこと。ただし、第2条第2項第1号に規定する路線を除く。

(2) 道路の現況

ア 市道

(各年度末現在)

年 度	路線数	実 延 長 (m)	舗 装 (m)	砂 利 道 (m)	舗 装 率 (%)	橋 梁	
						数	延長 (m)
H25	7,502	1,946,191	1,707,969	238,222	87.8	724	10,953
H26	7,534	1,951,525	1,712,816	238,709	87.8	721	11,011
H27	7,553	1,953,247	1,714,232	239,015	87.8	707	11,288
H28	7,582	1,956,276	1,717,122	239,154	87.8	711	11,394
H29	7,604	1,958,865	1,719,507	239,358	87.8	715	11,671
H30	7,615	1,959,858	1,720,266	239,592	87.8	715	11,671
R元	7,622	1,960,342	1,720,696	239,646	87.8	720	12,122
R 2	7,654	1,963,425	1,723,588	239,837	87.8	711	12,000
R 3	7,668	1,964,670	1,724,579	240,091	87.8	711	12,000
R 4	7,678	1,965,740	1,725,571	240,169	87.8	711	12,000

イ 国道・県道

(各年度末現在)

年度	国 道			県 道		
	延長(m)	舗装率(%)	橋 梁 数	延長(m)	舗装率(%)	橋 梁 数
H24	59,696	100.0	37	301,524	92.0	196
H25	59,696	100.0	37	337,280	94.8	219
H26	59,696	100.0	37	337,275	94.8	219
H27	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
H28	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
H29	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
H30	59,696	100.0	38	338,057	94.9	220
R元	65,151	100.0	41	338,050	94.9	220
R2	65,150	100.0	58	338,050	94.9	220
R3	60.017	100.0	58	338.049	94.9	220

(3) 道路除排雪対策

(予算額 1,200,000千円)

誰もが安全・安心して通行できる円滑な冬期道路交通を確保するため、道路除排雪対策本部を設置し、市直営と委託業者による道路除排雪を実施する。

ア 令和4年度の状況

- ・道路除排雪対策本部の設置日 令和4年11月11日
- ・除雪の出動時期 出動の判断基準値を路面積雪深10センチメートルと定め、積雪深が基準値を超えた場合、あるいは、基準値を超えることが予想される場合に出動する。
- ・除雪体制 車道1,906km、歩道268kmを対象に、市直営と委託業者236者を配置
- ・主要な除雪機械台数 市28台、民間492台、計520台
- ・雪捨て場 10か所（大規模）、698か所（街区公園等）

(4) 都市計画道路の整備

ア 整備の基本方針

都市計画道路の基本骨格をなす都心環状道路、市街地環状道路、外周部環状道路や、それらを結ぶ分散導入路、および秋田市全体から見た交通体系も考慮した、効率的な道路網の整備を図っていくものとする。

イ 整備状況（令和5年3月31日現在）

路 線 数	88路線
計 画 延 長	276.3km
整 備 濟 延 長	213.7km
整 備 率	77.3%

ウ 整備の進め方

都市計画道路の整備は、市街地内においては街路事業、それ以外は幹線道路整備事業などとして事業の促進を図るとともに、国、県が行う事業についても整備促進に努めている。

2. 河川

秋田市を流れる河川（1級、2級、準用、普通河川）の多くは、雄物川水系に属しており、秋田平野を潤しながら雄物川へと合流し、日本海に注いでいる。

市街地を流れる主な河川として、市の東側に位置する太平山に源を発する旭川や太平川、岩見川といった一級河川のほか、市街地（仁井田・牛島地区）を流れる普通河川古川がある。

(1) 市内の河川数と延長（令和5年3月31日現在）

区分	本数	延長(m)	河川名
1級河川（直轄）	1	35,300	雄物川（全延長 133km）
〃（県）	23	213,385	旧雄物川、旭川、太平川、新城川、道川、猿田川、八 田川、草生津川、砥沢川、地蔵川、寺沢川、岩見川、梵字 川、神内川、三内川、岩見杉沢川、岩見小又川、安養寺川、 小友沢川、平尾鳥川、新波川、繫川、神ヶ村川
2級河川（県）	2	20,720	下浜鮎川、馬踏川
準用河川（市）	6	19,000	宝川、白熊川、船沢川、会沢川、繫沢川、小出沢川
普通河川	46	117,590	従来から川と称されていた自然河川 一般的に水路と呼ばれる農業用排水路等は除く。
計	78	405,995	

(2) 河川の整備

近年頻発する豪雨等による浸水被害を軽減するため、護岸整備や河道掘削等を実施する。

ア 本年度の事業（令和5年4月1日現在）

(ア) 河川改修事業	1河川	110,000千円
(イ) 河川環境整備事業	5河川、1水路	127,300千円
(ウ) 道路排水路等整備事業	1か所	62,000千円
(エ) 古川流域治水対策事業		1,952,756千円
(オ) 河川管理施設長寿命化整備事業		7,200千円

3. 公園緑地

(1) 都市計画公園の現況

(令和5年3月31日現在)

区分	数	面積 (ha)	区分	数	面積 (ha)
街 区 公 園	192	43.90	墓 園	2	18.46
近 隣 公 園	8	17.92	広 域 公 園	2	196.90
地 区 公 園	2	9.50	緑 地	4	43.55
総 合 公 園	5	259.93	緑 道	2	2.10
運 動 公 園	1	21.73	広 場	2	0.74
風 致 公 園	—	—			
歴 史 公 園	1	2.34	計	221	617.07

ア 都市計画公園整備率（開設面積） 28.71%

イ 都市公園のバリアフリー化率 72.6%（「秋田市緑の基本計画」目標値（2030）85%）

(2) 主な公園の概要

ア 千秋公園（開設面積18.10ha）

本公園は、藩主佐竹氏の居城であった久保田城跡を利用した本市のシンボル的な公園であるとともに百年の長い年月を刻んできた歴史と文化に培われた都市公園として、市民はもとより県民や観光客にも広く親しまれている。また、市街地の中心部となる中央街区の北側に位置し、閑静な緑の空間を提供している。

そのため、歴史性、象徴性を重視し、市民に親しまれる魅力ある総合公園として保全整備することを目的に、昭和56年に「千秋公園整備基本計画」を策定し、この計画に基づき、茶室、せせらぎ、中土橋、観光バス専用駐車場、松下坂駐車場、御物頭御番所、御隅櫓、二の丸売店、裏門坂階段等の整備、大手門・穴門堀の水質浄化、公衆便所の水洗化を実施した。

さらに、高齢者にやさしい公園づくりをテーマに、平成6年度から8年度にかけて、長坂などへの手すりの設置、階段の改良、照明灯設置、公園東側内堀の汚泥浚せつ、ベンチの設置、ポケットパーク等の整備を実施した。

また、平成8年度は、既往計画である「千秋公園整備基本計画（昭和56年）」について、時代のニーズや市民意識の変化、公園を取り巻く市街地の状況の変化等により、公園に求められる機能の見直しが急務となったことから、市民の財産である千秋公園のより一層の利用と活性化につながる方策を検討することとし、公園再整備の基本方針となる「千秋公園再整備基本計画」（マスタープラン）を策定した。

再整備計画のテーマは、「水と緑と歴史的資質を活かした市民による公園づくり」とし、基本方針「市民の参加」「自然環境の保全」「歴史的資質の活用」によって方向付けることとした。

これに基づき、平成11年度から12年度まで表門、平成13年度から17年度まで自然ゾーン、平成18年度から22年度まで歴史ゾーンを整備した。平成23年度には穴門堀の南西角地に外堀ポケットパークが完成し、平成24年度からは、市民交流ゾーン整備とさくら景観整備を実施している。平成26年度に外堀水質浄化整備および二の丸エリアが完成したことから、平成28年度は胡月池エリアの園路整備を実施した。

平成29年度には、平成8年度に策定した千秋公園再整備基本計画を社会情勢や市民ニーズ等の変化に対応した整備計画に改定した。

令和4年度は、鐘楼および大手門の堀遊歩道整備設計等業務委託を実施したほか、市民交流ゾーン園路整備およびさくら景観整備などを実施した。

[主な施設]

(ア) 御物頭御番所（おものがしらごばんしょ）

久保田城内の二ノ門（長坂門）の開閉の管理と城下の警備、火災の消火等を担当していた物頭（足軽

の組頭）の詰所であり、城内に唯一残っている藩政時代の建物として往時の姿を今に伝えている。

- ・昭和63年4月開館 建設費 19,551千円（改修費）
- ・木造中2階建（18世紀中頃の建造物である。）

(イ) 表門

表門は久保田城本丸の玄関門で、一ノ門とも呼ばれ警備上からも重要な地点とされた。

現在の表門は、絵図や発掘調査の成果をもとに再建したもので、佐竹二十万石の正門にふさわしい壮大なものとなっている。

- ・平成13年3月完成 建設費 266,175千円
- ・建築面積 79.0m² 延べ床面積 103.30m²（一階 43.7m² 二階 59.6m²） 高さ 12.46m

イ 一つ森公園（開設面積70.08ha）

本公園は都市環境の保全、緑の空間に囲まれたレクリエーションと憩いを享受できる基幹的総合公園として都市計画決定された。全体計画面積71.7ha、事業年度を昭和53年度から平成18年度とし、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として、緑豊かな中に静的レクリエーションと動的レクリエーションを共存させるため、それぞれの施設を配置している。

また、昭和61年10月に昭和天皇御在位60年記念健康運動公園の一つとして指定を受け、これまでにつつじ園、さくら広場、自由広場、ロックガーデン、日本庭園、多目的広場、ジョギングコース、コミュニティ体育館、弓道場、入口広場、テニスコート、公園南側園路、体育館南側広場を整備した。

[主な施設]

(ア) コミュニティ体育館

- ・平成5年8月1日開館
- ・建設費 830,000千円
- ・延床面積 2,688m²
- ・利用者 5,392人（令和4年度）

(イ) 友誼亭（ゆうぎてい）

秋田市と中国蘭州市の友好都市提携5周年を記念して、昭和62年に建てられた中国の伝統的建築様式のあずまや。朱塗りの柱に支えられた六角形の屋根、金色の相輪が青空に輝き、一つ森公園のシンボルともなっている。

ウ 太平山リゾートパーク

(ア) 太平山リゾート公園（開設面積91.01ha）

本公園は、太平山周辺の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、同地を四季を通じて魅力あるリゾート地として整備し、市民の健康増進や広域観光の拠点として集客力を高め、地域産業の活性化を図ることを目的に、平成元年3月策定の「秋田市太平山リゾートパーク総合整備計画調査報告書」に基づき、平成元年度から整備を進めてきた。

平成3年度には中心施設であるクアドーム「ザ・ブーン」、4年度には休憩所および太平山スキー場「オーパス」、6年度にはテニスの森、オートキャンプ場が供用を開始しているほか、これまで水鳥の池（第一調節池）、野鳥の森（第二調節池）、駐車場などを整備した。

また、その後の経済、社会情勢等の変化に対応するため、平成6年度には事業全体の見直しを行い、メインコンセプトを市民開放型・市民福祉型の「シビック・リゾート」として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる公園を目指し整備を進めることとした。

平成9年度には、展望風呂付大広間、新オートキャンプ場内にトレーラーハウス（10台）、平成11年度には新オートキャンプ場でオートキャンプサイト18区画、平成15年度にはグラウンド・ゴルフ場（約3.3ha）の供用を開始した。花公園については、平成12年度にエントランス広場、平成20年6月にセンターガーデンが完成した。平成20年度末には、公園全体の安全を図るために施設整備と芝生広場の整備を行い、事業が完了した。

[主な施設]

施設の管理運営については、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、太平山観光開発株式会社を指定している。

a クアドーム・展望風呂付大広間「ザ・ブーン」

温泉を利用したクア施設。プール（センタープール、流れるプール、ジャグジープール、ウォータースライダー、屋外プール、露天風呂、サウナ等）、リラックス室、レストラン、売店、無料休憩所等。平成9年4月には、展望風呂（ヒノキ風呂（一部）、岩風呂、寝湯、湿式低温サウナ、露天風呂等）、大広間を開設。

・供用開始 平成3年8月29日

・建設費 約4,920,000千円（クアドーム約4,560,000千円＋展望風呂約360,000千円）

建設 設： クアドーム：第三セクター（太平山観光開発（株））

展望風呂：秋田市

・施設概要 全 体：建築面積 約 7,288.47m²

延床面積 約11,582.47m²

クアドーム：鉄筋コンクリート造、膜屋根造、地上2階地下1階

最大高さ 約24m、最大直径 約100m

建築面積 約 6,680m²

延床面積 約10,690m²（内、プール室 3,430m²）

展望風呂：鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階

建築面積 約608.47m² 延床面積 約892.47m²

・利用料金 大人 520円、中・高生 415円、小学生以下 310円、3歳未満無料。

1年間使用券もある。

・利用者 162,074人（令和4年度）

b オートキャンプ場

ピクニックの森・オートキャンプ場

・供用開始 平成6年8月1日

・建設費 約70,000千円

・施設概要 テントサイト15区画、電源、炊事棟、シャワー等

新オートキャンプ場

・供用開始 平成11年4月27日

・建設費 約100,000千円

・施設概要 テントサイト18区画、電源、炊事棟、シャワー等

・利用料金 宿泊：2,155円／1区画（市民以外は3,235円／1区画）

日帰り：1,075円／1区画（市民以外は1,615円／1区画）

・利用者 4,251人（オートキャンプ場のみの利用者）（令和4年度）

c テニスの森

・供用開始 平成6年8月1日

・建設費 約280,000千円

・施設概要 砂入り人工芝7面（内4面ナイター設備完備）、クラブハウス、シャワー等

・利用料金 一般 215円／1面／1時間、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）

・利用者 6,677人（令和4年度）

- d トレーラーハウス
- ・供用開始 平成19年8月1日
 - ・利用料金 宿泊：11,520円／1台（市民以外は12,570円／1台）
 - ・施設概要 家型トレーラーハウス5台（冷暖房、キッチン、冷蔵庫、バス、トイレ）
 - ・利用者 1,974人（令和4年度）
- e グラウンド・ゴルフ場
- ・供用開始 平成15年11月1日
 - ・建設費 約210,000千円
 - ・施設概要 常設4コース32ホール（芝生面積約2.8ha）、休憩所（210m²）（休憩スペース・売店・トイレ・事務所等）、四阿（あずまや）、水飲み場、放送設備、休憩ベンチほか
 - ・利用料金 大人 310円／1回、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）
 - ・利用者 18,522人（令和4年度）
- f 森林学習館「木こりの宿」
- ・供用開始 昭和63年4月
 - ・建設費 約240,000千円
 - ・施設概要 研修室、和室6室（宿泊定員29名）、浴室、食堂、事務室
 - ・利用料金 1泊大人（中学生以上）3,185円（食事別）、小人（小学生）2,410円（食事別）
入浴：大人 310円、小人（小学生）155円
研修室：4時間まで 2,410円／1室、4時間超 5,970円／1室
和室：4時間まで 1,780円／1室、4時間超 3,560円／1室
 - ・利用者 13,979人（令和4年度）
- g ピクニックの森
- ・供用開始 昭和56年（家族旅行村）
 - ・施設概要 パンガロー4棟（530円／1棟）、フリーテントサイト、炊事場、トイレ、運動広場、水の広場、子供の広場、郷土料理広場、休憩所等
 - ・利用者 パンガロー 421人（令和4年度）
- h 植物園
- ・供用開始 平成元年6月
 - ・施設概要 植栽樹木約250種（約4,000本）、自然林452種（高木109種）、四阿（あずまや）
 - ・利用者 4,424人（令和4年度）
- i スキー場「オーパス」
- ・供用開始 平成4年12月20日
 - ・建設費 約3,030,000千円
 - ・施設概要 スキー場面積 約118ha、標高差 195m（標高 330m～135m）、最大斜度25°、ゲレンデ6コース（総延長 6km）、高速クロッドリフト1基、ペアリフト2基、人工降雪機4台、ナイター設備、圧雪車2台、スキーセンター（公園休憩所）等
 - ・利用料金 11回券：大人 2,100円、小学生以下 1,050円、高齢者（60歳以上） 1,550円
1日券：大人 2,095円、小学生以下 1,045円、高齢者（60歳以上） 1,570円
4時間券：大人 1,255円、小学生以下 625円、高齢者（60歳以上） 940円
 - ・利用者 31,880人（令和4年度）
- エ 雄物川河川緑地
- 1級河川である雄物川の自然環境の保全と河川景観に配慮しつつ、河川敷の有効利用を図り、スポー

ツやレクリエーションの場として市民に提供するため、昭和63年度に整備基本計画を策定し、平成2年度から「スポーツゾーン」の整備を実施しており、これまでに多目的広場、野球場、テニスコート、ゴルフ場「秋田リバーサイドグリーン」、ゲートボール場、花壇、園路等が完成している。

オ 新屋海浜公園

新屋海浜公園は本市南西部に位置し、平成4年度から連絡道の舗装、モニュメント整備、あずまや築造等、園路広場整備を実施した。

カ 竹の花公園

竹の花公園は、昭和51年に旧雄和町が開設し、自然に囲まれた環境の中で、地域住民の憩いの場として親しまれてきた。バーベキューコーナー、炊事場などがある。

4. 都市緑化

(1) 都市緑化の条例体系等

第14次秋田市総合計画では、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を将来都市像の一つとして設定しており、潤いと安らぎを得られる景観の形成を目指すこととしている。

これまで、「公園都市秋田市をつくる条例」(昭和48.10・昭和61.3一部改正)に基づき都市の緑化に努めてきたが、本市をめぐる環境の変化、市民ニーズの多様化により新たな制度体系に再構築する必要があったため、平成14年7月、「良好な生活環境を確保すること」を目的とする「秋田市都市緑化の推進に関する条例」を制定し、平成15年3月には、「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」を定め、都市緑化の推進や市民の主体的な取組を支援する基本的事項について方向性を示した。

都市緑地法に基づく緑に関する総合計画である「秋田市緑の基本計画」については、人口増による都市化の進行に対し、良好な都市環境を確保することを目的に、平成10年に当初計画を策定した。

その後、河辺町、雄和町との合併を経て、平成20年に改定した計画では、当初計画に掲げた「守る」「つくる」「育てる」の3つの視点を継承しつつ、新たに身近な緑の「量」と「質」に関する目標水準を設け、また市民の自発的な緑化活動を支援する「緑のまちづくり活動支援基金」制度を位置付けるなど、市民協働による身近な緑の充実を目指してきた。

しかしながら、計画改定からさらに10年が経過し、緑を取り巻く社会情勢の変化により、地球温暖化対策や生物多様性の保全、防災・減災、さらには観光拠点など、緑が持つ多機能性に対する期待や求められる役割、重要性が高まってきたことから、平成31年3月に「秋田市緑の基本計画」を改定し、これまでの、緑の量的な確保や保全といった取組にとどまらず、本市が有する多彩な緑を活かすことに視点を広げ、市民の心に潤いを与え、より魅力ある住みよいまちづくりを推進することとしている。

○ 「秋田市都市緑化の推進に関する条例」の主な制度

ア 街区等の緑化

特に緑化が必要な街区を「緑化街区」として指定し、必要なルールづくりや支援を重点的に行う。道路を築造したときや、工場等を設置したときは、これらの敷地の緑化に努めなければならない。

緑地協定（令和4年3月31日現在）

(ア) 町内緑化 5町内会 231戸

イ 保存樹の指定

歴史のある樹木、樹林、美観上優れた樹木等を保存樹として指定し、その保存に努める。保存樹の保存に影響を及ぼす、枝条の切除、剥皮、断根、伐採等を規制する。

ウ 空閑地の美化

空閑地等を放置して、雑草が繁茂するなど著しく美観を損ない、又は良好な生活環境の確保に支障があるときは、所有者等に対して雑草の除去等の必要な協力を要請する。

エ 開発行為の届出

法令で土地利用上の制限を受けない区域で、開発行為をしようとするときは、あらかじめ届出をしてもらい、必要により助言、又は指導を行い、緑化の推進等を図る。

(2) 都市緑化推進事業

ア 空閑地美化事業

空閑地除草指導実績

単位：件

年 度	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4
除 草 指 導 件 数	38	43	50	52	39	51

イ 保存樹管理事業

指定保存樹（令和5年3月31日現在）

(ア) 単独樹木 210本 (116か所)

(イ) 貴重樹木 457本 (34か所)

(ウ) 並 木 240本 (14か所)

(エ) 樹 林 1,006本 (5か所)

計 1,913本 (169か所)

ウ 緑のまちづくり活動の支援

平成20年度より（財）秋田市総合振興公社が創設した「緑のまちづくり活動支援基金」により、地域が行う緑のまちづくり活動に支援している。

なお、秋田市総合振興公社は、平成25年4月に財団法人から公益財団法人に移行している。

